

**令和7年度マイナンバーカード出張申請サポート等に係る企画・運営業務
公募型プロポーザル応募説明書**

1 業務名

令和7年度マイナンバーカード出張申請サポート等に係る企画・運営業務

2 目的

マイナンバーカード普及促進のため、令和7年度においてマイナンバーカードの申請支援の実施を予定しており、本業務はマイナンバーカードの申請支援に必要となる一連の業務を委託するものである。

3 業務の内容等

(1) 委託業務の内容

別紙基本仕様書のとおり

(2) 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

(3) 委託料の上限額

83,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

出張申請サポートを行う際の広告費や出張会場に会場した市民に対する頒布品等に係る経費は、上記のうち5,502,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。

(4) 選定業務数

1件

4 応募資格

次に掲げる条件を全て満たしている者であること

- (1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則第2条の規定に該当していない者であること。
- (2) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (3) 公募の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札資格の取消しを受けていないこと。
- (4) 広島市内に本店又は支店若しくは営業所若しくは主たる事務所を有する者であること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係している団体でないこと。
- (7) 広島市競争入札参加資格の「令和5・6・7年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「役務の提供の施設維持管理業務を除く役務」の登録種目「30-05 催事・展示」に登録されている者であること。
- (8) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）のプライバシーマークが付与されている者又はISMS若しくはISO27001の認証を取得している者であること。

5 公募型プロポーザル応募説明書等の交付方法

(1) 交付期間

公示日から令和7年3月3日(月)までの閉庁日（広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号第1条第1項第1号から第3号までに掲げる日をいう。以下同じ。）を除く。）を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 交付場所

企画総務局区政課

※ 応募説明書等は、広島市ホームページからダウンロードすることができる。

（ホームページ（<https://www.city.hiroshima.lg.jp>）のトップページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報 トップページ」→「プロポーザル・コンペの案件情報」→「令和7年度 方式・案件名」）

6 基本仕様書等の内容に関する質問の受付と回答

(1) 質問の受付

基本仕様書等の内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

公示日から令和7年2月14日(金)までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

イ 提出先

企画総務局区政課

ウ 提出方法

基本仕様書等に関する質問書(様式第1号)に記入の上、電子メール又はFAXで提出すること。提出に当たっては、質問書が受付場所に到達していることを電話により確認すること。

(2) 質問に対する回答

前記(1)の質問に対する回答は、企画総務局区政課から、質問者に電子メール又はFAXで直接回答し、企画総務局区政課において令和7年3月3日(月)までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで供覧するとともに、広島市ホームページに掲載する。

7 公募型プロポーザル応募資格確認申請書及び企画提案書の提出

(1) 公募型プロポーザル応募資格確認申請提出書類

ア 公募型プロポーザル応募資格確認申請書（様式第2号）1部

イ 4の応募資格(2)に該当していることが確認できる書類 各1部

(ア) 広島市税の納税証明書（写し可）

「令和〇〇年〇月〇〇日（直近の証明可能な日）以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない。」旨の記載のある広島市の納税証明書（証明年月日が応募資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）

(イ) 消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可）

「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書（「その3」「その3の2」「そ

の3の3」のいずれか）（証明年月日が応募資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）

ウ 法人登記簿謄本（登記事項証明書）1部

エ 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書（様式第3号）1部

(2) 応募資格の確認及び審査結果の通知

プロポーザル応募資格の有無については、令和7年2月20日(木)を基準として、上記(1)により提出された公募型プロポーザル応募資格確認申請書等により確認し、審査結果を応募者へ令和7年2月25日(火)までに電子メール又はFAXにて通知する。

(3) 企画提案書類及び提出部数

提出書類	提出部数
ア 企画提案応募申込書(様式第4号)	1部
イ 企画提案書(様式第5号)	8部(正本1部+副本7部)+副本のPDFデータ

※ 企画提案書の大きさはA4判とし、20頁以内とする。（表紙及び目次は含めない）。

※ 資料やイメージ図などの記載のため、A3判を使用する場合は、A3判1頁につき、A4版2頁分として換算する。

※ 両面印刷する場合は、両面印刷のA4版用紙1枚につき2頁、両面印刷のA3版用紙1枚につきA4版4頁として換算する。

※ 応募者の住所、法人名、代表者名は正本のみに記載し、副本には応募者の法人名等が特定される事項を一切記載しないこと（企業のロゴ等を含む）。

法人名等が記載されている場合は、事務局で該当部分を抹消する。

(4) 留意事項

ア 提案は、1者につき1件とする。

イ 企画提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。ただし、部分的な差し替えは認めない。

ウ 提出した企画提案書を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式第6号）を提出すること。また、企画提案書の提出から契約締結までの間に応募資格を満たさなくなった場合にも「取下願」を提出すること。

エ 提出書類は返却しない。

オ 提出された応募書類は、企画提案の選定以外の目的で使用しない。ただし、広島市情報公開条例第7条に基づき開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて開示請求者に開示する。

(5) 提案の無効

ア 本応募説明書に示したプロポーザル応募資格のない者が提出した企画提案

イ プロポーザル応募者が、令和7年2月20日(木)午後5時15分以後、受託候補者の特定までの間に前記4(3)の広島市競争入札応募資格の取消し若しくは指名停止措置を受け、又は、その他プロポーザル応募資格を満たさなくなった場合

ウ 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案

エ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

- オ 本応募説明書に定める提出書類に虚偽の記載をした場合
- カ 本プロポーザルに関する条件に反した場合
- キ 企画提案書の記載項目について、1箇所でも記載がない提案
- ク 企画提案書の記載項目について、記載すべき内容と全く別の内容が1箇所でも記載されていると判断された提案

(6) 提出期間

ア 公募型プロポーザル応募資格確認申請書提出書類

公示日から令和7年2月20日(木)までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

イ 企画提案書類

公示日から令和7年3月3日(月)までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

(7) 提出先

企画総務局区政課

(8) 提出方法

持参又は郵送(配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)

8 審査方法

- (1) 企画提案書の審査は、令和7年度マイナンバーカード出張申請サポート等に係る企画・運營業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。

(2) 受託候補者特定基準

別紙「受託候補者特定基準」のとおり。

(3) 受託候補者の特定

ア 受託候補者の特定に当たっては、プレゼンテーションを実施する。なお、応募者が5者以上の場合は、プレゼンテーション実施前に書類審査を実施する。プレゼンテーションによる審査の対象者は、書類審査の合計点が上位の4者とする。

イ 審査委員会において、応募者の得点により順位を決定し、得点の第一順位の者を受託候補者として特定する。ただし、審査委員会において、本業務を実施する目的、内容に鑑み、得点の総計が最も高い提案内容が、審査委員会の求める最低限の基準(60点)に達していないと判断された場合においては、その提案は無効とする。

ウ 最高得点者が2者以上あった場合は、審査委員会で協議の上、受託候補者を特定する。

9 審査実施日及び審査結果

(1) 審査概要

ア 書類審査

応募者が5者以上の場合は、提出された企画提案書について書類審査を実施する。この場合、書類審査を実施する旨を、書面により全ての応募者に通知する。審査結果については、令和7年3月11日(火)までに書面により全ての応募者に通知する。

イ プレゼンテーション

- ・ プレゼンテーションの実施日は、令和7年3月19日（水）を予定している。詳細は応募者に別途通知する。
- ・ プレゼンテーション参加者による提案内容の説明は20分、質疑応答は10分として実施することを予定している。
- ・ プレゼンテーションの出席者は責任者を含む3名以内とする。なお、説明は全て提出済みの企画提案書に基づき行い、追加資料の提出及び機材（プロジェクター等）の使用はできない。
- ・ プレゼンテーションの出席者（責任者以外の2名以内）の中に、再委託を予定している事業者を含めてもよいこととする。ただし、再委託を予定している事業者がプレゼンテーションに出席する場合は、出席する事業者の会社名、所在地、役割及び理由をプレゼンテーション前に届け出ること。
- ・ プレゼンテーションの審査結果は、プレゼンテーション参加者に対して審査終了後、書面にて通知する。なお、契約候補者となった者には、見積書の提出について案内する。

(2) 審査結果の公表

契約の締結後、審査結果を広島市ホームページにおいて公表する。

(3) 審査結果の説明

応募者からの受託候補者の特定結果に関する質問等については、書面により受け付ける。ただし、その受付は審査結果通知から閉庁日を除き7日以内に限る。なお、本市は、質問等に対して、その書面を受け付けてから閉庁日を除き10日以内に書面により回答する。

10 公正な公募の確保

- (1) 応募者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 応募者は、競争を制限する目的で他の応募者と応募意思及び提案内容についていかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書を作成しなければならない。
- (3) 応募者は、受託候補者の選定前に、他の応募者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。
- (4) 応募者が連合し、又は不穏な行動等をする場合において、企画提案公募を公正に執行することができないと認められるときは、当該応募者を応募させず、又は公募の執行を延期し、もしくは取りやめることがある。
- (5) 本プロポーザルに応募しようとする者は、審査委員会の委員の選任後から本契約案件の受託候補者決定の公表までの間において、本契約案件に関して、直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利にするように働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合は、応募資格を失うことがある。

11 契約の優先交渉権者の決定

受託候補者に特定された者は、本業務の契約の見積書を徴する優先交渉権者とする。

ただし、指名停止等やむを得ない事情により受託候補者と契約を締結できないときは、次点の評価を得たものを優先交渉権者とする。

12 契約の締結

優先交渉権者と審査委員会は、当該業務について協議を行い、内容について合議の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を改めて徴し随意契約の方法により契約を締結する。

13 その他

- (1) 本プロポーザル手続きにおいて使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 企画書提案の作成、その他本プロポーザルの応募に要する一切の経費は、応募者の負担とする。
- (3) 受注者は、契約を締結する場合において、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき、若しくは契約を締結しようとする日から過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行しているときは、契約保証金の納付を免除する。
- (4) 審査委員会の委員に対する応募参加者の不当な働きかけは、一切禁止する。
- (5) 消費税等の税率の引上げに伴い、新しい税率が適用される場合については、契約締結後、後日、変更契約を締結する。
- (6) 別紙「基本仕様書」は、本業務の最低要求水準を示したものであり、企画提案書の内容については、全て契約書にその内容を記載(添付)し、履行検査に当たっては、同内容を満たしていることを確認する。
- (7) 本契約については、本件に係る予算の成立を条件とするとともに、契約締結日を令和7年4月1日(火)とする。

14 スケジュール

令和7年2月 7日(金) 応募受付開始

令和7年2月14日(金) 質問書(様式第1号)提出締切

令和7年2月20日(木) 公募型プロポーザル応募資格確認申請書(様式第2号)提出締切

令和7年3月 3日(月) 企画提案書(様式第5号)提出締切

(令和7年3月上旬 応募者が5者以上の場合、書類審査実施を通知し書類審査を実施)

(令和7年3月11日(火) 書類審査を実施した場合、審査結果を通知)

令和7年3月19日(水) プレゼンテーション

令和7年3月下旬 審査結果通知

15 資料及び様式

このプロポーザルに関係する資料等は、次表のとおり広島市ホームページに掲載する。

プロポーザル応募関係資料等	掲載場所
01 公募型プロポーザル手続き開始の公示 02 公募型プロポーザル応募説明書 03 (様式第1号)仕様書等に関する質問書 04 (様式第2号)公募型プロポーザル応募資格確認申請書 05 (様式第3号)暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書 06 (様式第4号)企画提案応募申込書 07 (様式第5号)企画提案書 08 (様式第6号)取下願 09 (応募説明書別紙)受託候補者特定基準 10 基本仕様書 11 委託契約書(案)、広島市委託契約約款、個人情報取扱特記事項	広島市ホームページ (https://www.city.hiroshima.lg.jp) トップページ の「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報 トップページ」→「プロポーザル・コンペの案件情報」→「令和7年度 方式・案件名」へ画面を展開し、入札案件の添付資料からダウンロードすること。

16 応募先及び問い合わせ先

(1) 名称

令和7年度マイナンバーカード出張申請サポート等に係る企画・運営業務プロポーザル審査委員会事務局（企画総務局区政課内）

(2) 所在地

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号（広島市役所本庁舎9階）

(3) 連絡先

電話：（082）504 - 2888

FAX：（082）504 - 2069

電子メール：soumu-kusei@city.hiroshima.lg.jp